

## 山口家庭裁判所委員会議事録概要

第1 日時 平成26年9月10日(水)午後2時

第2 場所 山口家庭裁判所大会議室

第3 出席者

(委員・50音順)

石川克己委員, 内山真理子委員, 岡田伸之委員, 澤村有利生委員, 白石資朗委員, 林田宗一委員(委員長), 三井田守委員, 山賀美千代委員, 山口正之委員, 山本佳代子委員

[オブザーバー]

森本事務局長, 藤澤首席家庭裁判所調査官, 奥谷首席書記官, 山口次席家庭裁判所調査官

第4 議題等

1 委員長挨拶

2 DVD視聴「子どものための面会交流に向けて」

3 プレゼンテーション「面会交流について」(中田主任書記官, 加藤主任家庭裁判所調査官)

4 意見交換

テーマ「面会交流について」に関する意見交換を行った。

**【意見交換の概要】**

[◎:委員長 ○:委員(委員長を除く。) ●:オブザーバー △:説明者]

◎ 意見交換事項として, ①面会交流の必要性及び重要性について, 一般にどの程度浸透しているというイメージをお持ちか, 浸透していないということであれば, 浸透させるにはどうすればよいか。特に家庭裁判所としてできること又はすべきことは何か, ②面会交流事件において, 当事者である子どもに対して, どのような点に更に配慮するのが相当か, ③面会交流調停事件で合意ができて守られない事案が時として見られるところ, 守

ってもらえるようにするには、家庭裁判所としてどのような働き掛けを行うことができるか、以上3点の事項について意見交換をしたいと考えている。

まず、面会交流の必要性について、実際に事件を取り扱っていると、裁判所としては当然実施すべきだと考えていても、当事者としては、自分が育てるのだから、こっちの勝手だと考えている人もいると思う。

- 先ほどDVDを視聴したが、すごく緩いと感じた。実際に調停を利用する人の中には、子どものことを余り考えない人も多く、子どもはもっと苛烈な状況に追い込まれていると思う。子どものことを最優先に考えれば、面会交流は実施しなければいけないと思うが、裁判所として場面の設定や当事者への指導など、当事者に対してどのようなアプローチができていくか気になる。今回の法改正で明文化されたのであれば、直接子どもに対してアプローチができないのか、子どもへの寄り添い方として、何かできないものかと思う。例えば、ある程度の年齢になれば、未成年であっても意思表示が可能なので、相談窓口のようなものが裁判所にあればいいのではないかと考える。
- 今の御意見は、事件と離れて両親の激しい紛争の中に置かれている子どもに対して、両親とは離れた子ども独自の立場で悩みや意見を言えるようなホットラインのようなものがあれば、子どもに寄り添えるのではないかという趣旨だと思うが、現在のところ、そのような制度は日本にはない。諸外国に目を向けると、例えばドイツには子ども代理人という制度があり、弁護士事務所でも子どもの代理人を独自に扱うようなところもある。この点、日本でも日弁連が子どもの代理人は良い制度なので作るべきなのではないかということ運動をされて、家事事件手続法に子どものための手続代理人に関する条文が定められたが、ドイツと比較すると、一歩引いている制度になっていると思う。
- 子どものための手続代理人について若干説明すると、子どものための手続

代理人は、親又は子どもが私選で弁護士を付ける場合、裁判所が国選で弁護士を付ける場合の2種類がある。ただし、国選で裁判所が弁護士を付けても報酬は国から支払われないので、その点では微妙な制度となっている。本来、代理人は本人の意向を確認して行動するのが原則だが、子どもの場合は発達段階も様々であり、子どもの本当の気持ちがどこにあるのか、本当に子どもの気持ちだけに従ってやっていいのかという悩みはある。

その点、家庭裁判所の家裁調査官制度は非常に優れていると思う。家裁調査官は、家庭訪問をして子どもと信頼関係を築き、試行的面会交流などを実施してくれるが、そういう所を見て、当事者も安心して任せてくれるという部分もあるので、家裁調査官にしっかりやっていただければ、それだけでも十分だと思う。また、先ほどDVDの内容が甘いという御意見があったが、そのとおりだと思う。面会交流に関する知識があっても、感情的に納得できないということで、紛争性が高ければ、DVDを見ただけで変わるわけではないが、面会交流に関する知識や理解があるものの具体的に子どもの気持ちが分からないという当事者に対しては、面会交流に関する注意点を気付かせることになるので、DVDの作りとしては、これでもいいのではないかと思う。

- 先ほどプレゼンテーションでどのようにして子どもに対する意向の把握をしているのかを説明したが、裁判所に係属する事件において、子どもの年齢は様々である。面接だけで十分に気持ちが聞ける子どももいれば、年齢が下がれば下がるほど、非言語的な表現を観察して、総合的に子どもの意向や心情を把握する必要がある。家裁調査官としては、子どもの調査は、単に会いたいか会いたくないかを聞くことではなく、子どもの願いを調停委員会や親に届けることが主たる目的だと考えている。
- ◎ 実際の事件では、子どもを相手方に会わせたくないという当事者も多いと思うが、そういった場合に、代理人としては説得をするのか、それとも、当

事者の意向を代弁するのか。

- ケースバイケースであり、DV事案で子どもに暴力が振られる可能性のあるような事案では拒否することもあるが、基本的には子どものために必要という理由で、当事者を説得することになる。少なくとも離婚を考えているような人は、ネット等で面会交流に関する知識はある程度有しているが、感覚的に、子どもは自分の物だからとか、相手方に対して会わせたくないからといった理由で、面会交流を拒否する人がいる。先ほど、家裁調査官の調査で面会交流が実施できたという事案を紹介したが、これも当初面会交流させたくないと言っていた母親が、試行的面会交流の場面を見たことにより、安心して会わせようかという気持ちに変化したものである。ただし、代理人の説得だけでは限界があるので、家裁のシステム全体を使った説得が必要だと思う。ケースによっては、試行的面会交流を1年くらい続けてもよいのではないかと思う。
- 私が取り扱った事件でも母親が父親に会わせたくないという事案があった。夫婦間で話がこじれると、相手のことが嫌いになり、電話もしたくない、顔も見たくないという状態になるため、そんな相手に子どもを会わせること自体がおかしい、子どもにとっても良くないという意識になってしまう。結果的に、面会交流を実施しなければ、離婚などの手続が進まないということで面会交流は実施したが、相手方に子どもを会わせることが子どもにとって良くないと思っている親も結構いるのではないかと思う。
- 面会交流は、調停がスムーズに進んでいく一つの通過点だと思う。面会交流の実施は、子どもにとって良いことはもちろんだが、子どもの気持ちを反映する形で納得のできる解決につながるという意味では、離婚が成立するにせよ、しないにせよ、大変重要だと思う。裁判所としても是非力を入れてほしいと思う。
- 私が七、八年前に担当した非親権者である親が子どもと面会交流をしてい

た事案において、近所の方が「子ども帰ってきたの。」などと余計なことを言って、対応に苦慮したことがある。当時に比べて、面会交流に対する周知は上がっているとは思いますが、以前はそのような状態であった。

- 親の片方に非常に問題がある場合であっても、面会交流は実施した方がよいのか。
- ◎ 面会交流が子どもの利益にならない場合というのは、どのような場合が考えられるか。
- 親が子どもに暴力を振るう、子どもをギャンブルの道に引きずり込むなど、客観的に子どものためにならない場合には、面会交流をさせるべきではないと思う。家裁調査官は、家庭訪問により状況を見て、相手の親から不安だと言われれば、そういう点を中心に調査をすると思うので、その点はさほど気にする必要はないのではないか。むしろ、客観的には問題がないが、主観的に問題があると思いつているケースの方が問題である。先ほど述べたとおり、試行的面会交流を1年程度続けてもらえれば、それがだんだん当たり前になり、面会交流に対する心理的な抵抗も少なくなるのではないかと。
- ◎ 面会交流については、当事者である親ではなく、子どもの祖父母などの親族が反対するケースが見られる。また、DVが問題となる事案であっても、子どもには暴力を振るわないといったケースもある。
- これまでの意見交換を聞いていると、割と親と子に焦点が当たっている気がするが、実際には争いの中に祖父母がからんでいたり、地域の方の価値観がからんでいたりする場合もある。親の関係以外にまで、家庭裁判所が関与するかどうかは別として、当事者以外の人に面会交流がどのような意識で捉えられているか、家庭以外での学校等での子どもの行動に変化はないかなど、面会交流については広い視点を持つことが大切だと思う。
- 例えば、元夫がアルコール中毒で離婚後に一人暮らしをしており、部屋にアダルトビデオやお酒の空き缶が散乱しているような状態で、小学校3年生

程度の女の子を宿泊付きで面会交流をさせるのが良いのかといったケースであっても、子どもにとっては親であるので、一般的には面会交流は必要ということになると思う。その親の状況だけを見れば、面会交流は不相当にも思われるが、祖父母や地域社会、子どものための手続代理人のサポートなどトータルで考えれば、面会交流を実施して問題がない場合もあり得るので、面会交流についてはトータルで考えなければいけないと思う。

- 一般的には、面会交流を実施していることを周囲に知られたくない、地域社会には、温かい目で遠巻きに見守ってほしいという人の方が多いと思う。そのような理解が地域社会としてできるかが問題である。
- ◎ 子どもの受渡しの際に、周囲の協力が必要なケースもあると思われるが、そのようなときに、当事者の仲介をしてくれるような人がいると面会交流がスムーズに進むと思う。
- 面会交流の手伝いをしてくれる民間の団体があるようである。面会交流に対する地域社会の理解を深めるためには、例えばハーグ条約の報道の際には、暴力を振るう夫から妻や子どもを守れといった論調が多く見られたが、そういうときに裁判所も声を上げて、面会交流の必要性をトータルで訴えるといったことがあってもいいと思う。
- 面会交流という制度を浸透させ、子どもの気持ちを実現できるようにするためには、制度の理解が必要である。離婚を考えている人であれば、ある程度の制度に対する理解はあると思うが、それ以外の一般の人にも面会交流の必要性を理解してもらい、浸透させていくべきだと思う。
- 面会交流を実施したことにより、調停の中で円満に解決したケースなどはあるか。
- ◎ 面会交流事件の件数や成立率については、統計数字があるので紹介する（以下、総務課長より説明）。

① 面会交流調停事件の申立件数

山口管内 H16年度 34件, H25年度 129件 (約3.8倍の増加)

全国 H16年度 4,556件, H25年度 10,762件 (約2.4倍の増加)

② 面会交流調停事件の成立率

山口管内 H25年度 43%

全国 H25年度 56%

③ 面会交流調停事件の不成立率 (審判移行率)

山口管内 H25年度 14.3%

全国 H25年度 13%

④ 離婚調停事件の申立件数 (離婚調停の中でその他の離婚条件とともに面会交流が問題となる場合もある。)

山口管内 H25年度 495件

全国 H25年度 50,582件

○ 面会交流の枠組みが決まったにもかかわらず、うまくいかなくなり、再申立てがなされるようなケースはどの程度あるのか。

◎ そのようなケースの統計数字はないものと思われる。

○ 面会交流がうまくいかなかった場合、まずは履行勧告という制度を利用するケースが多い。履行勧告には強制力はないが、その手続の中で、難しいようなケースであれば、家裁調査官から説得を試みることもある。それでも駄目な場合には、もう一度調停で話し合った方がいいということで、再申立てになるというパターンになる。実際に再申立てがあったケースは、3年弱の間で2件程度であるが、実際には泣き寝入りしている人もいると思われるので、実際に面会交流がうまくいかないケースは多いと思う。

◎ 履行勧告については、統計数字があるので紹介する。山口管内で、面会交流に関する履行勧告の申出がなされ、平成25年度に終了した件数は9件である。

○ 面会交流を実施したことにより、夫婦が円満になったというケースは記憶

にはないが、同居中の離婚調停の申立てで、夫婦間のいざこざが原因で子どもが小学校で問題行動を起こしたため、夫婦双方が反省して調停を取り下げたというケースは何件かあった。また、離婚をした夫婦で、元夫が住宅ローンを支払いたくないため、母親と子どもに家から出て行ってほしいという申立てを行ったが、元夫が子どもと面会交流を始めたことにより、そのまま家に住み続けたいという子どもの気持ちを大事にしたいということで、今後の住宅ローンの支払について両親で話し合いを始めたといったケースはある。そういった部分は、事件が終わった後に偶発的にしか分からないため、なかなか効用が数字に表れてこない。そこが面会交流の必要性を浸透させる上で難しい点になっていると思う。

- 今回の配布資料（離婚訴訟中の面会交流事件）の中で、「5 裁判所が留意している事項③」に面会交流の方法や時期を詳細に決めることが多いという記載があり、参考で添付された調停条項にも詳細な定めがなされているが、これくらい詳細に定められていれば、守られない場合には間接強制の申立てができると思う。私の経験では、これまであまり面会交流については詳細に定められることはなかったと思うが、詳細に定められるケースは多いのか。多いとして、間接強制の申立てはなされているのか。
- ◎ 最近では、当事者が面会交流を問題にしなくても、面会交流をどうするのかを当事者に確認している。当事者間で既に面会交流が実施されているなど、特に問題がない事案であれば、詳細には定めていない。
- 家裁調査官が関与するケースは、難航する事件が多いので、家裁調査官と裁判官とでは感触が違うと思う。家裁調査官が関与するケースは、面会交流の方法等を割と詳細に定めるケースが多いと思う。ただ、面会交流については、離婚調停の中で定めるものもあり、それも含めて考えると、「回数は1か月に一度程度で、方法等は当事者が事前に協議して定める」という形で抽象的に定めることの方が多と思う。面会交流の方法等については、当事者



が心配しているポイントであるので、条項に落とし込むかどうかはさておき、当事者間の状況や信頼関係等も考慮しながら、調停の中でしっかり話し合った上で、当事者が納得した形で合意するよう配慮している。

間接強制の申立件数については、3年弱で2件程度である。間接強制については、「お金さえ支払えば子どもを会わせなくてもいいんですね。」と言われる可能性もあり、諸刃の剣となることがある。実際には、間接強制の申立てができるようなケースであっても、間接強制よりは子どもに会いたいという気持ちを大切にしましょうという話を窓口で案内して、間接強制の申立てにまで至っていないケースが多いと思う。

- 面会交流の取り決めを守らない場合、履行勧告は書面なので効力はないというイメージだが、家裁調査官が話を聞いたり、相談したりすることはあるのか。
- 事案によるが、面会交流の障害が何かを聞いて、それを相手方に伝えて改善するように勧告することはある。裁判所からの指導があったので、面会交流が履行される場合もあるが、面会交流の方法等を見直す必要があるケースでは、再度の申立てを促すこともある。
- 履行勧告は書面が原則だと思うが、履行できない理由を聞いて、相手方に伝えて調整するようなことが可能なのか。
- 履行勧告の方法は書面に限らない。電話や面接等を行うこともある。
- 書面以外の電話での勧告等も積極的に活用していただきたい。
- 面会交流を実施する際に、地域の人から余計なことを言われることがあるという話があったが、普段と違うことがあれば、声掛けをすることは普通の地域では当たり前であり、地域社会に制度を理解してもらって余計なことを言わないように啓発することは難しいと思う。親と地域社会との関係もあるが、親が地域社会にオープンにしてくれれば、地域の方は余計な詮索をせずに受け止めてくれるのではないかと思う。

- 制度を周知・啓発して、配慮を求めるのは無理がある。少なくとも制度がどういうものかさえ知ってもらえれば、陰口を言わないというのは社会のマナーであり、そこまで周知・啓発の必要はないと思う。また、面会交流を支援してくれる団体があるということだが、例えば、遠隔地の当事者の面会交流において経済的な支援をしてくれるような制度があればよいと思う。
- ◎ 実際の事件を取り扱っていると、当事者から面会交流を実施することで子どもがおかしくなったらどうするのか、裁判所が責任を取るのかと言われることがある。そういった考えの人は少なからずいると思う。
- 家裁調査官が調査をした結果、面会交流を避けるべきということであれば別であるが、基本的に子どもが面会交流を希望していれば、会わせる機会を設けるべきだと思う。
- 紛争性の高い事案では、子どもの略取誘拐、受渡しの際の暴行などの事件が起きることがあり、検察官としてそういった事件を担当することもあるが、最終的には罰金で前科が付くなど、誰も喜ばない結果となるため、処理をしていても悩ましい。試行的面会交流で当事者に実績を積ませてソフトランディングを図るなど、刑事事件になるような最悪の事態が防げればよいと思う。
- 子どもが複数いるケースでは、父親と母親が分かれて引き取っているような場合もあり、子どもの発達段階等も異なっていると思うが、ひっくるめて1件で調停を行うのか、子どもそれぞれに視点を当てた対応になるのか。
- 子どもが複数いるケースでは、子どもの年齢や生育歴とか、例えば、一方の子どもには問題がないが、他方の子どもはADHDの診断がなされているとか、様々なケースがある。特に、子どもの年齢が離れていたり、一方の子どもに健康上の問題があったりする場合には、家裁調査官が別々に調査することになる。例えば、19歳と16歳と10歳の子どもがいる場合には、19歳の成人前の子どもであれば書面を提出してもらい、16歳の子どもであれば裁判所で面接をする、10歳の子どもであれば家庭訪問をした方がよい

のか又は16歳の子どもと一緒に裁判所で面接をした方がよいのかなど、子どもが発達段階に応じて家裁調査官が検討し、調査することになると思う。

- 家裁調査官の役割は重いと思う。いろんなバリエーションに対応しなければならぬ。子どもにどれだけ耳を傾けられるかということ強く感じた。
- 裁判所で面接をする際に、何か悩んだらおいでとか、呼び掛けはしているのか。調査後に子どもが悩みや不安を感じることもあると思うが、そういった場合にどこに行けばよいか、子どもでは分からないと思う。子ども相談室のようなものがあればいいと思うが、裁判所で受けるような場所があれば、子どもとしても自分から行きやすくなるのではないかと思う。
- 面接終了後に、高校生の女の子が家裁調査官に電話をしてきて、再度話を聞いてくれないかと相談してきたケースはあったが、何か相談事があったら電話をするようにといったフォローアップはしていない。

#### 5 次回テーマ

次回のテーマとして、「人材の確保の面からの広報活動について」を取り上げるのが了承された。

#### 6 次回期日

平成27年3月9日（月）午後2時

#### 7 委員長挨拶

以上